

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

宝塚市長 殿

届出者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話 _____

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{

 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木材の伐採

}
 について、下記により届け出ます。

- 1 行為の場所 宝塚市 _____
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 . m ²			
(2) 建築物の 建築 又は 工作物 の 建設 概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積				. m ²
	(ii) 建築面積又は建設面積	. m ²	. m ²	. m ²	. m ²
	(iii) 延べ面積	. m ² (. m ²)	. m ² (. m ²)	. m ² (. m ²)	. m ² (. m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から . m	(v) 用途			
		(vi) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の 用途変更	(イ) 変更部分の延べ面積 . m	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積 . m ²			

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
- 6 同一の土地について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

◆代理人等連絡先

住所	_____
氏名	_____
電話	_____

◆注意事項

- この届出書は、当該行為に着手する日の**30日前**までに提出してください。(届出受理書(様式第2号)も同時に下記図書を添付して提出してください。)
- この届出書には、次の図面を添付してください。

行為の種別	図面	縮尺	備考
・土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上 ※1	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	区画形質の判断ができるもの
・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物等の用途変更※3	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	立面図	1/50 以上※2	2面以上
	平面図 (建築物のみ)	1/50 以上※2	各階のもの
・建築物等の形態又は意匠の変更※3	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	立面図	1/50 以上※2	2面以上

※1 位置図兼用で1/2,500でも可

※2 1/100でも可

※3 建築物等の用途変更及び形態又は意匠の変更については、当該地区計画の制限対象である場合のみ提出してください。

- その他参考となるべき事項を記載した図書として、次に掲げる図書を各1部添付してください。
 - 位置図(縮尺1/2,500程度)
 - 土地の求積図・求積表
 - 土地の登記事項証明書(写)(11中筋JR南地区については、仮換地証明書(写)等)また、**届出者と土地所有者が異なる場合は、売買契約書等も添付してください。**
 - 色見本(地区計画で外壁等の**色に関する規定を定めている場合**に限ります。なお、立面図中の建築物に着色し、その色の名称(マンセル記号表示)を当該図面に表示することでこれに代えることができます。マンセル色見本は市窓口にありますのでご覧ください。)
- 代理人が手続きを行う場合は、委任状(任意様式、1部)を添付してください。

<届出受理書の受取時のお願い>

電話による受理処理完了のお知らせは行っておりません。通常、提出後1週間程度で処理は完了しますので、処理の完了を電話等で確認していただき、受取印をご持参の上、市窓口まで届出受理書を受け取りに来てください。

◇問い合わせ先◇

宝塚市 都市計画課

0797-77-2088

地区計画の区域内における行為の届出受理書

届出者	住所 _____
	氏名 _____ 様

記

1 行為の場所 宝塚市 _____				
2 行為の着手予定日 年 月 日				
3 行為の完了予定日 年 月 日				
4 設計又は施行方法				
(1) 土地の区画形質の変更			区域の面積 . m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積	. m ²	. m ²	. m ²
	(ii) 建築面積又は建設面積	. m ²	. m ²	. m ²
	(iii) 延べ面積	. m ² (. m ²)	. m ² (. m ²)	. m ² (. m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から . m	(v) 用途 (vi) 垣又はさくの構造		
(3) 建築物等の用途変更	(イ) 変更部分の延べ面積 . m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積 . m ²			

備考1 上欄の枠内について、届出者が必要事項を記入のうえ様式第1号と共に提出してください。

2 この届出行為に係る事項のうち、設計又は施行方法を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出てください。

<p>今般、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、あなたから上欄の記載通り届出がありました。これを受理いたしましたのでお知らせします。</p> <p>なお、この届出の受理は、確認申請及びこれに伴う審査等とは異なる法令に基づくものですので、あらかじめご承知ください。また、この届出では、「垣及びさくの構造」の欄が「未定」となっております。今後、垣又はさくの築造等を行う場合は、その行為に着手しようとする日の30日前までに、その旨を届け出てください。</p> <p style="text-align: right;">宝塚市長</p>	<p>受 理 印</p>
---	--------------